

平成25年 第12回  
教育委員会臨時会会議録

平成25年6月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2377号

平成25年第12回臨時会

日 時 平成25年6月25日(火) 午後3時00分 開会  
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第45号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の7月行事予定について
- 2 図書館・郷土資料館の7月行事予定について
- 3 港郷土資料館の夏休み期間中の特別開館について
- 4 7月指導室事業予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。本日は、午前中に経営協議会ということで目白大学の小林先生による、小中一貫教育についてのご講演を聴かせていただきました。小中一貫教育について本当によくまとめて、重要な問題点を懇切丁寧に教えていただき、我々も非常に参考になりました。それでは平成25年第12回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、日程に入ります前に、6月19日水曜日に実施しました白金小学校訪問について、それぞれ感想などを一言ずつ述べていただきたいと思います。

まず、委員の中から綱川委員、よろしくお願いします。

○綱川委員 白金小学校に行くに先だって、公衆衛生院の跡地を見させていただきました。30年ぶりぐらいに行ったのですけれども、人が住まわなく使われなくなると急にああいうふうになってしまうのかなと寂しい思いをしましたが、本当に有効活用できれば素晴らしいものになります。そこでも申し上げたのですけれども、ああいう歴史的資産というのは都内には少なくなってくるので、フィルムコミッションとか、皆さんが見れるような状態になればとても良いと思います。

白金小学校ですけれども、やはり注目していたのが、去年赴任された音楽の丸山先生の授業で、丸山先生は合唱ではすごく有名でいらっしゃるわけですが、音楽の授業を真剣に見させていただいたら、やはりおもしろい教育法というか、子どもたちが興味を湧くような言い方、しゃべり方で、やはりすごい先生なのかなと関心を持ちました。

また、その2週間前ぐらいに運動会があつて、それからずっと見ていたのですけれども、細かいところに伝統的な教育が行き届いているというふうに思いました。運動会のときでも、徒競走、短距離走、やはりよその学校に比べて子どもたちの手の振り方とか全然違うのです。先生たちがかわっていても、そういう古い伝統でよきところがきちんと受け継がれていて、プラカードの持ち方にしても、全然違うなと思って見ていました。

○永山委員 白金小学校は、以前から受験する子が多いということは聞いていたので、どういう教育かなと思っていました。やはり5～6年生では、先生が質問するとすぐに皆さんが真っ直ぐに手を挙げていて、すごいなというふうに感じました。また、低学年の1～2年生には、すごく自由な感じで、しかも厳しい感じでもなく教育されていて、たくさん学ぶところがありました。

校長先生とお話ししているときに、受験ばかりを意識し過ぎていて「宿題をあまり出さないでほしい」という意見も保護者の方からあるということも聞き、受験のためにここの学校に来ているのかなと思いました。

以前行った御成門小学校もとてもいい学校で、ただ、先生それぞれの指導の仕方によっては、すぐざわついてしまったり、ピシッと指導できたりというのがあるようで、先生によって全然違うのだ感じました。

青南幼稚園に行ったときは、あの大都会の中で自然を大切にしている園庭を見て、いい幼稚園だなと痛感しました。教育委員になる前までは、色々なところに行く機会はなかったのですが、色々

なところを見せてもらって勉強になります。

**○澤委員** 新郷土資料館となるあの建物は、大久保課長などの話だと、改修して使うのは、新たに建てるよりもお金がかかるということです。そういう点では費用対効果という点ではかなり課題があるのかもしれませんが、周りに緑は多いし、綱川委員が言われるように、ああいう伝統的な建物の中にきちんとした郷土資料館をつくることができれば、港区だけではなくて、東京都23区の中でも相当アピール性のあるものができるのではないかと思います。あとは中身をどうするか。来ていただいた方に関心というか、非常におもしろいという印象を持ってもらうのが教育委員会の大きな課題だろうと思いますけれども、私も初めて中に入って見て、これは素晴らしい環境だなと思いました。

白金小学校に関しては、高橋校長先生が強調されていたのは、我々教育委員会が支援するような研究発表会以外に学内の研究会をととても大事にしているという話もお聞きしました。クラスは一通りは見せていただいたのですが、3年生だけが2クラスで、あとはすべて3クラスで、子どもたちは非常に落ち着いて授業に集中していました。

そういう意味では先生方の指導力に、子どもたちも応じていると感じました。学区外から子ども達がたくさん来るということで、子どもたちは受験ばかりを意識している感じなのかなと思いました。3年生の子どもたちと給食を一緒に食べてみると、子どもたちは非常に素直でした。帰り際に「じゃあ、さようなら」と言ったら、握手など求められました。区内の小学校はどこへ行ってもそれなりに落ち着いていますけれども、そういう意味では非常にいい印象を持って学校訪問を終わらせていただきました。

**○教育長** どの学校へ行ってもそうなのですけれども、少人数教育とかいう形で、例えば算数なら算数で同じことを二つの教室に分かれて勉強しているという、比べるというか、両方見て、それぞれ先生方も個性のある教育方法、授業の仕方というのは違うので、同じことを勉強しているのだけれども、先生の個性というか、そういうものがあらわれてきておもしろいなというふうに思うのですけれども。やっぱりベテランと若い先生というふうに単純化はできないとしても、子どもの気持ちをつかんで引きつけて授業をやるかどうかということで、やはり経験とか、そういうものというのはさすがだなというふうに感じました。やはり若い先生方がどういうふうに授業を改善していくのかというのは、校内の中でも行われていると思うのですけれども、授業観察とか、みんなで意見を言いながらそれぞれ授業の仕方を高めていくというのをもっともっとやっていただけないなと思いました。

それから、給食を3年生の子どもたちと一緒に、非常に楽しく食べさせていただきました。

郷土資料館の関係で、初めて見させていただきましたけれども、確かにすごい建物で、これをうまく使っていくといいものができるなど。それは澤先生と同じ感想を持ちましたけれども、意外と傷みがあって、これをきちんと使えるようにしていくためには大変お金もかかるだろうなというふうにも思いました。うまく活用していくと本当に素晴らしいものができるだろうなと思いました。

以上です。

○小島委員長 ありがとうございます。

新郷土資料館については、本当に素晴らしい環境ですよ。あの環境を生かして、あの環境に合った中身の濃い新郷土資料館になるといいなと思いました。これからも図書・文化財課長に頑張っていて、中身も素晴らしい新郷土資料館が誕生することを願っております。

白金小学校ですが、色々な授業を参観しましたが、駆け足だったものですから、あまり深くは見られなかったと思います。算数の割り算の授業でしたが、子ども達のがなぜそういうふ答えになったのかをそれぞれ説明したあと、先生がさらに「それとはまた違った考えの方は手を挙げなさい」と言って結局4通りぐらい回答が出ました。授業のやり方を見ていると、一人一人の子どもが自分で考えながら、ノートに図を書いて、図をうまく書けると回答も上手に答えられるという内容で、考える力を養うという点で非常に素晴らしい算数の授業でした。

それからネイティブティーチャーの授業は、よく分からなくて、子どもに「ホワット・イズ・ティーチャーズ・クエスチョン？」何を質問されているのと聞いたら、その子から「先生から問題は与えられていません」と日本語で答えられてしまったりしましたが、ネイティブの授業は活気があり、子ども達も楽しそうで良いと思いました。

やっぱり給食の時間が一番楽しかったですね。子ども達に聞いたら「おいしい、おいしい」と言って、本当によかったです。

個人的なことですが、私を迎えにきてくれた二人の女の子と一人の男の子と一緒に班で食べましたが、その女の子がものすごく気が細やかで、私に「おかわりはよろしいですか」と何度も言ってくれました。まだ2年生なのに、他人を思いやるというやさしい気持ちをもっていて感心しました。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いいたします。

## 第1 審議事項

### 議案第45号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第45号「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー1をまずご覧ください。そちらの4ページをお開きいただけますでしょうか。港区教育財産管理規則の一部改正についてです。

改正理由は、平成19年3月1日に、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行され、行政財産の貸付けを行える範囲が拡大されました。

この自治法の改正の目的ですが、行政財産を貸付ける際に、借地借家法を適用させることにより、

安定的な利用に向けた条件を整備し、利用者の予見可能性を向上させるとともに、一時的な使用収益ではなく、個々の行政財産の性格に応じた使用収益期間を設定できるよう運用し、長期的な利用に向けた条件を整備することを目的としたものでございます。

区におきましても、行政財産の貸付けを検討する事例が増えているために、港区公有財産管理規則を一部改正することになりました。現時点では、教育財産で直ちに適用するような案件はございませんけれども、今後の必要に備えて規則を改正し、備えることとしたものでございます。

施行期日としましては、平成25年7月1日でございます。

それでは、恐れ入りますが、教育委員会議案資料の1-2の4ページをご覧ください。これは、行政財産の使用許可に係る事務の取り扱いに関する運用指針の案で、まだ決定されたものではございませんが、これに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

リード文の下の記書きの目的でございますが、今、申し上げたとおりで、地方自治体の自主性と自律性の拡大を図るところに法律改正の趣旨があつて、借受人の長期的かつ安定的な利用を可能とすとしております。行政財産を貸付ける場合には、本来の行政目的を阻害することがないように、万全の措置と慎重な判断により、不測の事態を未然に防止しなければならないという認識も示してございます。

定義でございますが、(1)「その用途または目的を妨げない限度」が規定されており、このアからオまでの全てを満たす必要がございます。アでは、当該行政財産の本来の用途または目的を妨げないこと。イとして、事務または事業の遂行に支障を来さないこと。ウとして、当該財産の管理上支障を来さないこと。エとして、借受人の使用により、当該財産の公共性及び公益性を損なわないこと。オとして、利用の目的が公序良俗に違反せず、社会通念上不相当でないことということが満たされた場合に、この条項を適用できるということでございます。

二つ目の「適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」としましては、5ページをお開きください。貸付期間を通じて契約内容を遵守し、貸付財産を適正に管理する能力を有すると認められる者とします。

適正な方法による管理を行う上で適当と認められるかどうかは、相手方の信用、資力、実績等を個々の事案に照らし合わせて、当該行政財産の所管部において次に掲げるような事項に全て該当しないことを確認して、個別に判断を行うこととしております。

該当しないことの中には、成年被後見人や被保佐人でないこと、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に違反していないことや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当していないことなどが挙げられてございます。

では、続きまして6ページをご覧ください。「行政財産の貸付け」と「行政財産の使用許可」の適用区分としまして、(2)で「行政財産の貸付け」と「行政財産の使用許可」の法的な位置付けを記載してございます。

左側に行政財産の貸付けの場合、右側に行政財産の使用許可の場合を表示しております。貸付けの場合には私法上の契約、使用許可の場合には、行政処分でございます。

また、借地借家法や民法の適用については、行政財産の貸付けの場合には適用となり、行政財産の使用許可では適用除外となります。

また、競争入札等の価格競争は、行政財産の貸付けでは可能ですが、使用許可では不可でございます。

期間としましては、使用許可に比べ長期安定的な使用をさせることが可能となりまして、使用許可の場合には原則1年というルールがございます。

また、区の都合による取消しや解除に伴う補償というものが行政財産の貸付けの場合には必要となり、使用許可の場合には不要という取り扱いの違いがございます。

一番下になりますが、「行政財産の使用許可」ではなく、「行政財産の貸付け」を選択する主なメリットとしましては、価格競争ができること、そして相手方の権利が安定的となり、資本投下意欲が増加するということが挙げられますので、区としては収入確保の一つの方策となるのではないかと考えております。デメリットとしましては、損失補償のリスクが高まることと考えております。

では、次に7ページをご覧ください。4番目の「行政財産の貸付け」と「普通財産の貸付け」の適用区分等ですが、今回は実際に貸付けを行う事案ではございませんので、簡単に説明させていただきます。

8ページの5番「行政財産の貸付け」の運用の(1)をご覧くださいますと、庁舎その他の建物及び附帯設備の貸付けの場合です。

建物や附帯設備について、区の事務または事業の遂行に関し、現に使用されていない、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分、「余裕床」という言い方をしますが、があって、将来的な利用の支障とならない場合に限るものとしますということです。

契約手法については、法定の更新権のない定期賃貸借契約による方法になります。

契約期間としましては、建物の場合には5年以内とするものでございます。

では、続きまして12ページをご覧ください。こちらに5月30日の新聞記事の写しを添付してございます。

これは中野区の例でございますけれども、今までの使用許可の場合には、年間21万円で提供していた区役所本庁舎や清掃事務所などの18区画について、改正された法律を適用し一般競争入札を行ったところ、約75倍に当たる1,600万円の高値で落札されたという記事でございます。

それでは、議案に戻りまして資料番号1の2ページをご覧ください。今回改正をお願いします管理規則の新旧対照表です。下段が現行、上段が改正案でございます。

下段の18条の2では「教育財産である土地は」とありますが、上段を見ていただきますと「教育財産は」としておりますので、これまで土地は貸すことができるというものを、教育財産として建物も貸すことができるような規定としてございます。

第2項は、これまでなかったものですが、PFIの選定事業者に対してもこの規定を適用できるということを定めております。

第3項としましては、区長が指定する教育財産の貸付けまたは私権の設定については、あらかじめ

め区長に協議しなければならない、という条項です。現時点では、区長が指定する「教育財産の貸付け」に該当するようなものはございませんが、今後重要な物件については、区長による指定がなされるということでございます。

現時点におきましても、区長部局が設置しております公有財産管理運用委員会、または財産価格審議会というものについては、同じように諮っていくものでございます。

では、3ページ目をご覧ください。18条の3について、前条に掲げる「教育財産の貸付けまたは私権の設定」という文言に変更しているものでございます。

最後に、第22条で、第2号に教育財産貸付け簿というものを備えて事項を記録整理しなければならないとしたものでございます。

附則は、先程説明しましたが、平成25年7月1日から施行するという内容でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいま庶務課長より、教育財産管理規則の一部を改正する規則についての説明をいただきました。何かご質問等ございますでしょうか。

○綱川委員 区有財産とか教育財産の場合は、固定資産税というのとはかからないのですよね。そうすると、やはり一般に貸付けた場合に、民業との格差というか、民業の方だと固定資産税がかかっていますからコストがかかっているわけです。そうすると、公的な財産を貸し付ける場合にはコストが低いので、民業を圧迫する可能性が出てくるのがこれからあると思うので、そういうことも十分に考慮してやっていっていただきたいと思います。意見です。

○小島委員長 綱川委員の方から今のようなご意見が出ましたが。

○庶務課長 今のようなご意見は、先程申し上げた公有財産の管理運営委員会などにもお伝えしてまいりたいと思います。

○小島委員長 ほかに何かありますでしょうか。

○澤委員 教育財産の建物とか土地を貸付ける。そのことの自由度が増えたというのか、借り手側からすると便利になったというとおかしいのですけれども、長期的な展望で使えるということですね。教育委員会にそういうものがあるかないかですけれども、一般的なことで質問したいのは、今、旧赤坂小学校の跡地を国際医療福祉大学が使うということになったわけですが、あのケースはこれに該当するのですか。あれは区の土地ですよね。

○小島委員長 旧赤坂小学校は、今は何に使っているのですか。

○澤委員 今は弓道場がありますが、建物は老朽化しているのでほとんど使っていませんね。

○庶務課長 先程説明させていただきました資料の1-2の7ページをご覧くださいと思うのですが、旧赤坂小学校の跡地は、行政目的で使ってはおりませんので、いわゆる普通財産の貸付けとしております。したがって、学校のようにあくまでも行政目的で使っている財産について、今回の規定で貸付けることができるとするものですので、形態が違っています。

○澤委員 普通財産の方は、もっと自由に貸したりなどできる、そういうことですか。分かりまし

た。

○小島委員長 教育財産の貸付けに関しては、平成19年3月1日地方自治法が改正されて、それが可能になったというのですが、地方自治法が改正されて、教育財産が先程言った使用ではなく貸付けもできるというように改正された背景はどんなところにあったのですか。

○庶務課長 おそらく国が考えていたことの一つとしまして、PFI事業などで空港内に空港ビルを設置できるようにするとか、国立公園内に宿泊施設を設置するときに、この手法を使って貸せるようにするというような目的があったようでございます。

○小島委員長 小泉内閣の頃、いつごろだったか、規制緩和を大分しましたね。規制緩和の中で、国の経済を形にする一つの手法として規制緩和をどんどん行っていったわけですが、行政財産を使用するだけではなく貸付けもできるようにして、今言ったような色々な利便を図ることによって、経済発展の効果を狙って改正がなされたのでしょうか。

○庶務課長 そこまで考えられたかどうかは十分調べられなかったのですが、調べた範囲では、国有財産が活用されていないという指摘を会計検査院などからも受けておりまして、それをできるだけ長い期間貸したりすることによって収益を上げることができるよう手法を考えたのではないかと思います。したがって、国とすれば必要がなくなったときには売却するという大きな基本方針があるのですけれども、売却するという基本方針が決まるまでは、できるだけ有効活用するという考え方だと思われま。

○小島委員長 その場合に、行政財産をそのように貸付けるというのは、経済の効率化でいいのだろうと思うのですが、教育財産ですよね。教育財産というのは、あくまでも港区で言えば港区の義務教育並びに図書・文化財などに役立てるために教育財産があるのであって、教育財産を今言ったような経済効率化のような目的で貸付けを認めるのだというのは、行き過ぎではないかという感じもしないではないのですけれども。

○庶務課長 おっしゃるとおりだと思います。本来、行政財産というのは、行政目的ののっとなって使われる、利用されるというのが本来で、先程も少し触れましたが余剰床、余裕が生まれてきたときに、遊ばせておくのではなくて活用できるとするものです。そして活用する方法も、1年だけではなくて何年か安定的に貸付けることができるということが有効活用につながるという考え方で、あくまでも原則は本来の行政目的に従った利用というのが我々の考えていかなければならない使命だと思います。

○小島委員長 教育財産は、本来義務教育や文化財、生涯学習という目的を持って使用されるべきところ、余剰があるから貸付けができるという教育財産は、例えば港区の教育財産の中でどんなものが貸付けできると考えられるのでしょうか。

○庶務課長 例えば今の学校財産でも、東京メトロに例えば赤坂小学校の地下を走っている東京メトロに貸付けているような場面もございまして、更新を続けているわけですけれども、教育財産を今までの使用許可ではなくて、このような手法を活用することはかんがえられます。また、スポーツ施設や生涯学習施設に先程の自動販売機の設置ですね。利用者の利便に供するために設置するわ

けですので、より収益が上がるような方法がもし仮にとれるのであれば、貸し付けという方法は可能ではないかなと思っております。

**○綱川委員** この間も港区の教育財産を区長部局に移管するという事で戻っていますけれども、つい最近、どこかありましたよね、教育財産の余剰のものというのは、今までの私の感覚から言うと、すぐ必要がなくなったら区長部局に返されなければいけないというか、移管しなければいけないという発想だったのです。ところが今後、余剰物件が出て、こういうふうにやれるとなると、区長部局に返さなくてもいいのではないかという話になるのが前提でないと、教育財産というのは本来、教育以外の目的にはないのではないかなという発想だったので、何でこんなのを今ごろつくらなければいけないのか、小島委員長の話のように、わざわざこんなことをつくらなくてもいいのではないかと思ってしまいました。いかがなものでしょうか。

**○庶務課長** まず、行政目的が終了したときに、普通財産として管理するときに、区長部局が管理するというルールがまずございます。今、申し上げているのは、行政財産のままもちろん使っているのですが、使っている中に余剰があって、本来の用途や目的に妨げがなくというように、先程申し上げたような余剰が認められるような場面において、例外的に使えるということですので、慎重に使っていく必要があるかと思えます。現在は、先程申し上げましたように、予定されているものは特にございません。

**○綱川委員** やはり区民の財産だから慎重に使わなければいけないというのと、あと休ませておくのではなくて、やはりそこで収益を上げれるのだったら、税金を少しでも軽減するために必要なのだと思います。最初おっしゃっていたように、簡単に使うのではなくて、やはり教育財産として必要がないなら返すのがいいだろうなと思います。

**○小島委員長** その点に関して、教育財産として教育委員会の目的のために必要ということで使用するが、使っている土地ないし建物の一部分が余剰というばあいは、先程言ったように自動販売機を設置するとか、そんなような感覚でこの問題を考えればいいですか。

**○庶務課長** 委員長におっしゃっていただいたとおりで、例えば食堂というような例もございますし、また、駐車場という例もございます。そのようなときに使えるスペースがあって、それを貸付ける際には、今までのような使用許可でなければだめであったものを、この手法を使って貸付けたほうがより貸付けた効果が上がるということです。

**○小島委員長** だから、教育財産のよって立つ財産自体が教育のために使われている、そこを壊さないというか、それは十分考えないと、効率などの理由であまり稼がなくてもいいのではないかという気がするのです。

それで関連して質問したいのですが、議案資料1の2ページの新旧対照表の第3項。第3項で、前2項の規定にかかわらず、区長が指定する教育財産の貸付けまたは私権の設定については、あらかじめ区長に協議しなければならない。区長が指定する教育財産、これは貸付けないし使用に適する教育財産はこれというようにあらかじめ区長が指定して、指定されたものについて使用貸付けするときは区長と協議しなければならないと読むのですか、この3項の、区長が指定する教育財産と

は何なのですか。

○**庶務課長** 私も解釈は難しかったのでよく区長部局に聞いたのですが、先程申し上げたように、区長が指定する教育財産は、現時点では想定されているものはないのです。次の3ページにありますように、18条の3にありますように、貸付けまたは私権の設定に関することは、教育長に委任するということもありますので、規則によって貸付けすることができる。それは教育長に委任しますよということとともに、先程申し上げたように、区長が指定する教育財産の貸付けというのは、これから発生するかもしれないというところでこのような規定を設けているということでございました。

○**小島委員長** そうすると、区長が指定する教育財産は教育長が貸付けまたは私権の設定を委任を受けて行い、区長が指定する教育財産でない教育財産は教育長が自ら行くと。区長が指定する教育財産というのは何かとよく分からないのです。

○**庶務課長** ここで書かれているのは、区長が指定する教育用の財産については、貸付ける際、あるいは私権を設定する際には、あらかじめ区長に協議してください、事前協議を必ずしてくださいというものです。

○**小島委員長** 教育財産の中で、こういう重要な教育財産は、区長が指定する教育財産となって、それは区長と協議しなければ貸付けられませんというふうに読むのですか。なるほど。

○**綱川委員** 協議だからいいのではないの、許可しなくても。決定は委任されて。

○**澤委員** 区長が指定したものに関しては、あらかじめ区長に話を持ってきてということですね。

○**小島委員長** 重要な教育財産ということ……。

○**綱川委員** 区長の拒否権はないのですね。

○**小島委員長** あらかじめ区長に協議しなければいけない。協議の内容によっては。分かりました。そのほか。

○**永山委員** 運営委員会というのは、一般の住民も入っている委員会なのですか。

○**庶務課長** 公有財産管理運営委員会でございます。これは区の内部の会議ですので、全て区の職員で構成されております。

○**教育長** 補足しますと、教育財産はもちろん教育委員会が管理する行政財産ですけれども、行政財産はそれぞれの部が管理しています。保健福祉なら保健福祉部。ただ、使用許可にしても、貸付けにしても、各部の判断でやるということではなくて、全庁的にそういう使用許可、あるいは貸付けということが本当に適切かどうかを全庁の目でチェックをするという会議体なのです。総務部長が委員長として、そこでチェックして、本当に行政目的を阻害しないのかどうかとか、使用許可、使用料が適切か、そういうのをチェックする、そういう内部の団体です。

○**永山委員** 教育委員会事務局においては、庶務課長が説明しているということで、庶務課がこういう施設の管理はチェックしているということですか。

○**庶務課長** 実は、教育財産ではまず学校というのがあります。それから図書館や生涯学習施設、スポーツ施設とか、それぞれの課で管理しています。ただ、学校施設に関しては、新たな大久保課

長のところ、学校施設担当というものを設けて管理をしているのですが、今回は教育財産全般にかかわるものなので、私から説明をさせていただいたということです。

○小島委員長 よろしいですか。

そのほかご質問が。

○澤委員 この件と直接関係ないのですけれども、我々、行政財産というと、区長部局が持っているのはみんな行政財産なのかなと思ったら、そうではないのですね。行政の目的のために使っている建物とか土地は行政財産、それ以外に持っているものは普通財産。それをひっくるめて公有財産、そういうことなのですか。分かりました

○教育長 本来は、行政は行政目的があってやっているわけだから、普通財産など持たなくてもいいわけです。基本的には行政目的があって。だから、当初はそういう形で行政目的を持って保有していた財産であっても、何らかの時代の変遷とか、あるいは行政目的が終わったということで、それをどうするかといったら、普通財産という形で切りかえて、普通財産として管理していく。本来であれば要らなくなったのだから処分ということもあり得るのですけれども、基本的には行政目的を終えた財産でも、区民の貴重な財産ですので、簡単に処分するというのはなかなか難しいのです。行政目的が終わった財産も法律にもそういう区分けはしてあるので、普通財産として管理をしているということです。

○澤委員 分かりました。

○図書・文化財課長 私は今の業務とは違うのですけれども、行政財産の貸付けで有名なものは、都庁の第二庁舎の1階にセブン-イレブンが入りました。あれが行政財産の使用許可から貸付けにかえた最初の例だと私は認識しています。実際に港区の区内の例で言いますと、芝にありました東京都の公文書館というのが、大島行きの船の乗り場のところにございまして、実際に公文書館については使用目的がなくなったので、今は公文書館は取り壊してさら地にして、普通財産に切りかえたという形になりました。

例えば仮の話ですけれども、図書館の一部に空きが出ています。三田などでも地下1階が空いていますが、例えばそこをマクドナルドに貸しますよというようなことになったときに、マクドナルドなどの場合は進出するに当たって非常に設備投資がかかるものですから、行政財産の使用許可の1年という範囲だと、設備投資のものがとれないので、インセンティブが働きません。何千万という設備投資を行って5年かけてもとをとるというような計算の貸付けもできるということと、借地借家法の適用が受けられるので、補償などの請求もできることになると、事業者の進出が期待でき、図書館サービスにもつながると考えられています。

○小島委員長 非常によく分かりました。今日、教育委員会で取り上げているのは、行政財産の中の教育財産であって、普通財産は今回の議論の対象外ということでよろしいのですか。

○庶務課長 普通財産の管理は区長部局の企画経営部で、用地活用担当が担っております。したがって、教育財産の中で普通財産はございませんので、対象外と考えていただければ結構です。

○小島委員長 分かりました。

もういいですか。何か質問ありますか。

この程度でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第45号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、ご異議ないようですので、議案第45号については原案どおり可決することと決定いたしました。

## 第2 教育長報告事項

### 1 生涯学習推進課の7月事業予定について

○小島委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「生涯学習推進課の7月事業予定について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の7月事業予定について」ご報告いたします。資料ナンバーの1をご覧ください。7月の事業予定となっております。

タグラグビー教室を青山、東町、港南、御成門の4教室を開催いたします。ほかにですが、2行目になります、本村小学校健康体操教室。4行目でございます、被災地支援ということで18、19日に喜多方市の物産展を生涯学習センター（ばる一ん）で開催する予定となっております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの生涯学習推進課長の説明に対して何かご質問ございますか。

○綱川委員 タグラグビーをこれから広めていこうということで、生涯学習が主催というか、積極的にやっているのは分かるのですけれども、前にも質問したのですけれども、本村小学校で行っている健康体操教室については、将来的にはこれを開催することを継続するのか検討していく必要があるというふうにおっしゃっていたのですが、1年以上たっているのですけれども、何か動きはありますか。

○生涯学習推進課長 昨年から本村小学校の健康体操教室、それから高松中学校のバドミントン教室を開催してございました。高松中学校にありましたバドミントン教室については、サークルといいますか、自主団体への移行化というのを既に終わっておりまして、皆さんで会費を出し合って講師を負担するというような自主団体に移行しております。本村小学校の健康体操（フィットネス）教室につきましても、利用者の皆さんに自主サークル化というのを働きかけておりまして、今年度いっぱい区の事業として実施をしまして、その後は移行するような形で皆さんにお話をしているところでございます。概ね了解を得ているところでございますので、来年には自主事業化というところに移行できるのではないかと見込んでいるところでございます。

○永山委員 生涯学習推進課の事業として、スポーツ振興指導委員や青少年委員とか、PTAのサポートもしていると思うのですけれども、毎月ではなくても1年に1回でいいので、そういう青少年の活動やスポーツ指導推進委員の年間活動でどんなスポーツをやっているとか、そういう資料も

出していただけると、すごく子どもたちのサポートになっていると思いますので、お願いします。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課で担当しております青少年委員の皆さんの活動、それからスポーツ推進委員の皆さんの活動、毎月ごとですと集計がなかなかできませんので、四半期ですとか半年ですとか、ある程度まとまった時期に活動の記録としてまとめましてご報告する機会をつくらせていただければと思っております。

○永山委員 地区委員会の所管は子ども家庭課にかわってしまったのですが、地区委員会はすごく子どもたちのために色々活動しているので、子ども家庭課と連携してどういう活動をやっているかというのをおあわせて調べていただけるとよいと思います。

○生涯学習推進課長 青少年委員の活動、それからスポーツ推進委員の活動が各地区で青少年対策地区委員会の中で活動をされている状況も多くなっておりまして、地区委員会の活動も含めてご報告できるような形で工夫していきたいと考えております。

○小島委員長 よろしく申し上げます。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

## 2 図書館・郷土資料館の7月行事予定について

○小島委員長 それでは、続きまして「図書館・郷土資料館の7月行事予定について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 図書館と郷土資料館の7月の行事予定につきまして、資料2についてご説明をいたします。

まず、資料2の方なのですが、資料の1、2ページが、順についてございませんでしたが大丈夫でございますか。

それでは、資料2についてご説明します。

まず、図書館の行事予定の7月の予定でございますが、映画会を各館合わせて7回予定してございます。

子ども向けの映画会が、ディズニー等4回予定してございます。

2ページに移りまして、おはなし会につきましては、各館合わせて17回のおはなし会を予定してございます。

3ページに移りまして、ブックスタート、通常のブックスタートは7回、また、前回ご説明させていただきました、保健所と連携をとりまして行います、うさちゃんくらぶブックスタートが3回、ブックスタートは計10回を予定してございます。

4ページに移りまして、子ども会となっておりますが、こちら8回なのですが、こちらは7月ということで自由研究等に向けて、ここにも書いてございますが、今、私どもの方でやっております調べ学習などについても取り上げて、各館で実施する予定で8回でございます。

7月6、7日に予定してあります港南と赤坂で行われます「ウミガメが生まれてから死ぬまで」と

いうものにつきましては、東京海洋大学のウミガメ研究会さんの方と連携とりまして、例年「ウミガメが生まれてから死ぬまで」ということで、子ども向けに講座を実施させていただいているところでございます。

続きまして、ナイトシネマ、これは大人向けでございますけれども2回。

その他としまして、映画、DVDの公開等8回を予定してございます。

以上、図書館の行事予定です。

続きまして、7月の郷土資料館の予定でございます。

まず、1から3で博物館の実習ということで、現在、大学の学生さんの受け入れを実施してございまして、今回受け入れている学生さんが、清泉女子大学の文学部の学生さんと、昭和女子大学人間文化学部の学生さんの2名を博物館学芸員養成課程の支援として実習生を受け入れてございます。実は今日から受け入れていまして、7月3日までの計7日間の予定で実習生養成課程の支援として実施してございます。

また、好評でございます古文書講座「古文書を読もう」ということが今日から5日、12、19ということで予定してございます。

23日には、夏休み体験ミュージアムということで「縄文土器をつくろう」ということで、こちらにつきましては、東京都の埋蔵文化財センター等にも連れていきまして、そこで実際に体験しながら、また図書館に戻ってというようなことで「縄文土器をつくろう」というような講座も予定してございます。

以上、7月の図書館・郷土資料館の行事予定をご紹介させていただきました。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 単純な質問なのですが、映画会とDVDシアターというのがありますが、映画会というのは、普通のスクリーンで映画と同じような上映の仕方なのですか。DVDは、大きいモニターを使用するとか、その辺違いはあるのですか。

○図書・文化財課長 映画会と言われているのは、16ミリフィルムを使って上映してございます。DVDは、今のDVDのものでやってございます。

○澤委員 画面は同じですか。

○図書・文化財課長 ほぼ同じです。

○澤委員 16ミリとメディアが違うというだけですか。

ナイトシネマで「知られざる大英博物館」というのがありますが、大英博物館はよく知られていて、古代エジプトなどは大英博物館の目玉で展示されているのだけれども、その中で「知られざる」と書いてあるのは何か興味がありますね。

○図書・文化財課長 そうです。

○綱川委員 3ページのうさちゃんくらぶブックスタート、聞き漏らしたかもしれないですけども、17日の50名のみなと保健所、これは何かに合わせて行うのですか。

○**図書・文化財課長** うさちゃんくらぶというのは、保健所が実施していますうさちゃんくらぶという妊婦さんたちの集まりのところに出張しまして、ブックスタートという形で本の紹介をさせていただいているというものでございまして、みなと保健所と連携をとりながらやっているブックスタートということでございます。

○**綱川委員** 17日の保健所50名というのは参加者が多いので、何かと合わせてやってるので人数がいっぱいいらっしゃるのかなと思ったのです。

○**図書・文化財課長** みなと保健所の定期健診とか、そういうときにプレゼントが区から出るのですけれども、今後の健診のときにも、保健所に行って実施しています。

○**綱川委員** いいことだと思います。

○**小島委員長** ほかに何かございますか。

○**図書・文化財課長** 資料の説明で、郷土資料館の予定で、済みません、裏面の7月の展示の説明を忘れましたので、説明させていただきたいと思います。

7月、郷土資料館の方で「新収蔵資料展」ということで、24年度に購入いたしました資料館の資料について、「新収蔵資料展」ということで7月1日から10月12日まで展示させていただきますので、あわせてご紹介させていただきます。

以上でございます。

○**小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。

それでは、よろしいですか。

### 3 港郷土資料館の夏休み期間中の特別開館について

○**小島委員長** 続きまして、「港郷土資料館の夏休み期間中の特別開館について」。図書・文化財課長、お願いします。

○**図書・文化財課長** 「港郷土資料館の夏休み期間中の特別開館について」、教育委員会資料ナンバー3でご説明させていただきます。

区立の小中学校の夏休み期間である7月21日から8月31日の間で、日曜日も開館させていただくというご案内でございます。

これにつきましては、職員の努力で日曜日も開館し、子どもさんたちの来場者を多くしたいという目的で実施するものでございます。

以上でございます。

○**小島委員長** ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

単純に考えて、夏休み期間中に日曜日特別開館しますというのだけれども、ふだんは日曜日は休館日というのですか。

○**図書・文化財課長** 通常土曜日はやっているのですが、日曜日は閉館してございますので、この間だけ日曜日も開館するというので、この間の休みは第3木曜日という形になります。

○**小島委員長** 分かりました。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

#### 4 7月の指導室事業予定について

○小島委員長 それでは、続きまして「7月の指導室事業予定について」。指導室長、お願いします。

○指導室長 いよいよ7月、こちらの表で言いますと、22日の月曜日から夏休みの日程に入ります。主に1学期のちょうど終わりのまとめの時期の研修会、そして夏休みにかけて夏休みならではの研修会ということが入っております。この間、特に大きいところでは、小学校の海外派遣が7月22日月曜日、夜の飛行機なものですから夕方出発しまして、戻りが7月30日の火曜日、朝早く着く飛行機なのですけれども、これが大きなところであります。

あとは各種研修会によって、教員も夏休みの期間を利用して受けるという流れになってございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの室長の説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 不勉強ですけれども、25日の理科実験屋台村というのですか、このコア・サイエンス・ティーチャーというのはどういう定義でしたか。

○指導室長 コア・サイエンス・ティーチャーというのは、お茶の水大学で一定のカリキュラムがありまして、これを修了したのものについてはコア・サイエンス・ティーチャーということで任命されます。東京都教育委員会の事業なのですけれども、当然実践的な指導力のある人がコア・サイエンス・ティーチャーということで、こちらにあります高輪台小の内田先生、あるいは青南小の寺師先生、この方がコア・サイエンス・ティーチャーとして教員への指導に当たるということになっております。

○澤委員 ありがとうございます。

○小島委員長 それでは、11日木曜日の「幼・小中一貫教育の実施に向けて副校長に期待す」という事業ですが、今日、幼・小中一貫教育の講演を聞いてきたところですが、副校長をとらえて、どんな話をされるのですか。

○指導室長 副校長研修会の中で、松浦先生は小学校の校長会長なのですが、これ以外にも幼稚園の園長会長、中学校の校長会長にも、幼稚園は木村先生、中学校は渡辺一信先生がそれぞれ会長なので、それぞれのお立場からこれに近いテーマでお話しいただいております。特に園長とか校長から見て、副校長先生にどんな動きをしてもらいたいかが「期待すること」という言葉に集約されておまして、組織のかなめですので、そういった中で校長の立場からお話ししていただくという内容でございます。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かほかにございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長 なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は7月9日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いたします。皆さん、ありがとうございました。

(午後4時13分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎